

TOPIX

～新婚世帯に最大 30 万円支援します～
弥富市結婚新生活支援補助金

市では、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対して、新居となる住宅の取得費用や賃借費用、引越しにかかった費用の一部を補助します。

対象となる世帯

下記のすべてを満たす新婚世帯

- ①平成 30 年 1 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日の間に婚姻届を提出し受理された夫婦であり、夫婦ともに婚姻日における年齢が 34 歳以下であること。ただし、同一人同士が再婚した場合を除く。
- ②婚姻を機に市内にある住居を新たに購入・賃借し、その住居の住所に転入(転居)届を提出し受理されていること。(申請時点で夫婦とも市内に住んでいること)
- ③夫婦の年間所得合計(平成 29 年分)が 340 万円未満であること。(※1、※2)
 - ※1 婚姻を機に夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した方については所得なしとして、夫婦の所得を算出。
 - ※2 貸与型奨学金の返済を現に行っている場合、所得証明をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額。
- ④他の公的制度による家賃補助を受けていないこと。
- ⑤過去にこの制度による補助を受けたことがないこと。
- ⑥市税を滞納していないこと。



対象となる経費

平成 30 年 1 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日の間に支払った、次の①～③の費用が対象となります。

- ①婚姻を機に、市内で新たに新居となる住宅を取得した場合の費用 ※増改築やリフォームを除く
- ②婚姻を機に、市内で新たに新居となる住宅を賃借した場合の費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料) ※勤務先から住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から差し引く
- ③婚姻を機に、市内の新居へ引っ越すためにかかった費用(引越業者または運送業者への支払いに係る実費) ※初回の引越しのみが対象で、家具家電購入などは除く

申請期間

6 月 1 日(金) ～ 平成 31 年 2 月 28 日(木)

ただし、予算額に達した時点で受け付けを終了します。

申請に必要な書類

★印 … 市の公簿で確認できる場合は省略することができます。

- ・補助金交付申請書
- ・婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 ★
- ・夫婦 2 人分の所得証明書(平成 29 年分)★
- ・夫婦 2 人分の滞納なしの証明書 ★
- ・【貸与型奨学金を返済した場合】返済したことがわかるもの
- ・【婚姻を機に離職した場合】離職票
- ・【住居費(購入)の場合】売買契約書および領収書
- ・【住居費(賃借)の場合】賃貸借契約書および領収書
- ・【住居費(賃借)の場合】住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)
- ・【引越費用の場合】引越しに係る領収書



申・問市役所秘書企画課(内線 225) 十四山支所 2 階

市社会福祉協議会では独身男女の
 素敵な出会いを応援するため、
 ふく婚パーティーを開催します。

TOPIX

やとみ 開催
ふく婚パーティー

とき

6月17日(日) 午前 11 時～午後 3 時 40 分頃
 (受付: 午前 10 時 30 分～)

ところ

総合社会教育センター 1階 公民館ホール

対象者

次のいずれかに該当する方

- ・結婚相談所に登録している、おおむね 25 歳以上 40 歳代までの方
- ・市内に在住または在勤している、おおむね 25 歳以上 40 歳代までの独身の方
- ・婚姻後、市内に定住を希望する、おおむね 25 歳以上 40 歳代までの独身女性

定員

男女とも 18 名程度 ※参加希望者多数の場合、抽選となります。

女性参加者の方へ

ワンポイントメイクを希望される方の内、抽選で 6 名にふく婚パーティー開始前にワンポイントメイクを行います。(午前 9 時 30 分～10 時 30 分)

参加費

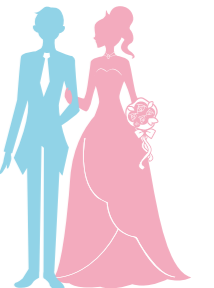
男性 3,000 円 女性 1,000 円 ※当日支払い

申込期限

5 月 23 日(水)

申込方法

①申込書持参 ②FAX ③郵送
 ※申込書の必要事項は、全てご記入ください。
 ※申込書は、市社会福祉協議会および市役所窓口、または両ホームページからダウンロードできます。



申・問市社会福祉協議会

☎65-8105 ☎65-8002 ㊚http://www.shakyo.or.jp/hp/1069/
 〒498-0021 鯛浦町上本田 95 番地 1

結婚相談の案内

毎月 1 回、無料の結婚相談を行っています。
 結婚を希望される方に、気軽に相談できる場や出会いの場を提供します。相談は秘密を厳守し、誠意を持って対応しますので、安心してご利用・ご相談ください。

とき

毎月第 2 水曜日 午後 1 時～4 時

その他

相談は無料(予約制)

ところ

総合福祉センター

申・問

市社会福祉協議会
 ☎65-8105

対象者

結婚を希望する満 20 歳以上の独身の方